

新しい時代の高等学校教育の実現 に向けた制度改革の背景について

令和3年6月17日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

参事官補佐 酒井啓至

1.

中央教育審議会での議論

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築について
- (2) 中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

3.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- **高等学校通信制課程は、**勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例 （※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5）

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

（※）学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

（※）特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

3. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、ガイドラインの策定及び周知、広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）の実施等を行い、これまでも高等学校通信教育の質の確保・向上を図るための取組を進めてきたところである。
- しかしながら、近年においても未だに様々な課題が明らかとなっており、例えば点検調査では以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

○教育課程の編成・実施に関する主な事例

- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施する事例
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事例、特別活動を年間指導計画に位置付けていない事例
- ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントする事例、試験を1科目20分で行う事例
- ・ 試験前にまとめて添削指導が実施されている事例、面接指導を全く受けていない状態で期末試験を受けさせていたりする事例
- ・ 野外活動と称して自然散策により「生物基礎」や「化学基礎」等の面接指導を受けたこととする事例
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果物に対する学習評価がなされていない事例
- ・ 4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目が始まり、21時30分に13限目が終わるといふ、1日に50分の面接指導を13コマも実施することとしている事例
- ・ 6月に4泊5日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終わっていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例

○広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する主な事例

- ・ サテライト施設に所属する生徒の教育活動をサテライト施設任せとしている事例
- ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例
- ・ サテライト施設において、実験・実習や体育の面接指導を行うための施設・設備が不十分である事例

○学校評価に関する主な事例

- ・ 法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例

3. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

面接指導の意義及び役割

- ① 面接指導とは、高等学校通信教育の基幹的な部分であり、直接教師の指導を受けるとともに、集団の中で協働的な学びを実現する場を提供するもので、生徒の人間形成の面において極めて重要な意義をもつ指導方法であること。
- ② 面接指導の実施に当たっては、全日制課程及び定時制課程の「授業」とは異なるものであり、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであること。すなわち、個別指導の原則を踏まえて、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とするものであること。
- ③ これからの時代に求められる資質・能力をバランスよく育むためには、対面により行う面接指導は高等学校通信教育に欠かすことのできない基幹的な存在であり、その意義はこれからの時代により一層高まっていくものであること。さらには、高等学校通信制課程に在籍する生徒は、勤労青年のみならず、職場等での社会的経験を有していない中学校卒業後の段階の生徒も多く、生徒の年齢層の若年化が進行しているとともに、個々の生徒の抱える課題も様々なものとなっていることを踏まえれば、高等学校学習指導要領に定める面接指導の時間数・回数を単に満たすことにとどまらず、個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮することが、今日的にはより一層求められるものであること。

※通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（第4回）資料2より抜粋

- ✓ 面接指導の意義及び役割が的確に発揮されるよう、添削指導や試験との相互の関係も踏まえながら、各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要
- ✓ 各高等学校において学校や生徒の実態等を踏まえながら、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できる人数を適切に設定することが必要

3. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）

第2章 高等学校通信教育の質保証方策（2）対応方策

① 教育課程の編成・実施の適正化

- 高等学校通信制課程の教育は、全日制・定時制課程における「授業」とは異なり、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うとともに、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができると定められる。
- その実施に当たっては、高等学校通信教育の特性や今後社会的・職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等を踏まえながら、個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、個に応じたきめ細かな指導の徹底を図るとともに、添削指導・面接指導・試験・多様なメディアを利用した指導等とを相互に関連付けて、それぞれの意義及び役割が的確に発揮されるよう計画的かつ体系的に実施することが求められるものである。
- こうした趣旨に則って、その教育課程の編成・実施の適正化を図る観点から、高等学校通信教育の特性等に鑑みて、添削指導及び面接指導の年間計画やそれらの実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法やその報告課題の作成方法等の基本的な実施計画、試験の日程、学習成果の評価方法や評価基準等を記載した体系的な計画として、「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示することが適当である。

3. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

○ さらには、関係法令やガイドライン等の独自の解釈による恣意的な運用を防ぎ、各学校における教育課程の編成・実施の適正化に資するよう、例えば以下に掲げる事項をはじめとして、国においては、高等学校学習指導要領やガイドラインの改訂等により関係法令等の解釈を明確化することが必要である。

- ・ 面接指導は、全日制・定時制課程の「授業」とは異なり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、その後の自学自習への示唆を与え、計画的かつ体系的に指導するものであって、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、そうした個別指導の原則を踏まえ、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基幹とすること（※）。

（※）同時に面接指導を受けるに当たり望ましい生徒数は、各教科・科目等の特質に応じて異なるものと考えられるところであり、各高等学校において学校や生徒の実態等を踏まえながら面接指導の意義及び役割を十分に発揮できる人数を適切に設定することが考えられる。なお、全日制・定時制課程では、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第7条の規定により、同時に授業を受ける一学級の生徒数は40人以下とされていることを踏まえれば、個別指導を原則とする面接指導の実施に当たっては、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲にすべきものと考えられる。

3. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

①通信教育実施計画の作成（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育実施計画の作成等）

第四条の三 実施校の校長は、通信教育の実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した計画（第十四条第一項第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

- 一 通信教育を実施する科目等（学校教育法施行規則別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の名称及び目標に関すること。
- 二 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。
- 三 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たつての基準に関すること。

②面接指導を受ける生徒数（高等学校通信教育規程の改正）

（面接指導を受ける生徒数）

第四条の二 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、四十人を超えてはならない。

※当分の間、同時に面接指導を受ける生徒数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができること。

3. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

③試験について（高等学校学習指導要領の改正）

第1章 総則

第2款 教育課程の編成

5 通信制の課程における教育課程の特例

(6) 試験は、各学校において、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、各教科・科目の履修につき適切な回数を確保した上で、添削指導及び面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならない。

④メディアを利用した行う学習による面接指導等時間数の代替（高等学校学習指導要領の改正）

第1章 総則

第2款 教育課程の編成

5 通信制の課程における教育課程の特例

(1)～(4) [略]

(5) … [略]

なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、添削指導及び面接指導との関連を図り、第3款の2に示す事項に配慮しながら、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならない。